優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四十三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00019

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジーナイン・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十六億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00056

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・アマギ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十三億一千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00059

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・ガッサン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十四億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六億九千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億四千三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十五日

掲載頁　五十一頁（号外第六十八号）

令和八年八月十七日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

Ｄｒａｇｏｎ３特定目的会社

取締役　出澤　貴人

資金の返還に関するお問い合わせ窓口変更公告

当社は、令和八年五月十五日付「資金移動業の廃止に関する公告」及び令和八年七月一日付「資金移動業の廃止に伴う資金の返還に関する公告」により、資金決済に関する法律に基づく資金の返還手続について公告しておりますが、このたび令和八年八月三十一日をもって事務所を閉鎖することとなりました。

これに伴い、令和八年八月十二日以降の資金返還に関するお問い合わせ窓口を左記のとおり変更いたします。

なお、資金の返還請求の受付及び返還手続につきましては、従前公告しましたとおり、令和八年九月三十日まで継続して実施いたします。

記

○お問い合わせ窓口（令和八年八月十二日以降）

会社名　メトロレミッタンスジャパン株式会社

電話番号　○五○―一七八五―二三六一

（受付時間　平日午前九時から午後三時まで）

電子メール　mrj.operation@metro-rj.co.jp

ウェブサイト　https://www.metro-rj.co.jp/

令和八年八月十七日

関東財務局長登録資金移動業者

第○○○三四号

メトロレミッタンスジャパン株式会社

代表取締役　松田　守司

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年六月十一日（号外第百二十八号）金融庁・財務省・経済産業省告示第五号（株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件）（原稿誤り）				
一二三ページ	上段	第二条表中改正後欄	一行目の前に次を加える。（連結の範囲） **第三条**　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第一号から第六号まで又は第十一号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。	
2	同ページ	上段第二条表中改正前欄	一行目の前に次を加える。（連結の範囲） **第三条**　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。 （略）	
2	同ページ	上段第二条表中改正前欄	一行目の前に次を加える。（連結の範囲） **第三条**　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。 （略）	
一二四	改正後欄	四	第八号	第十一号